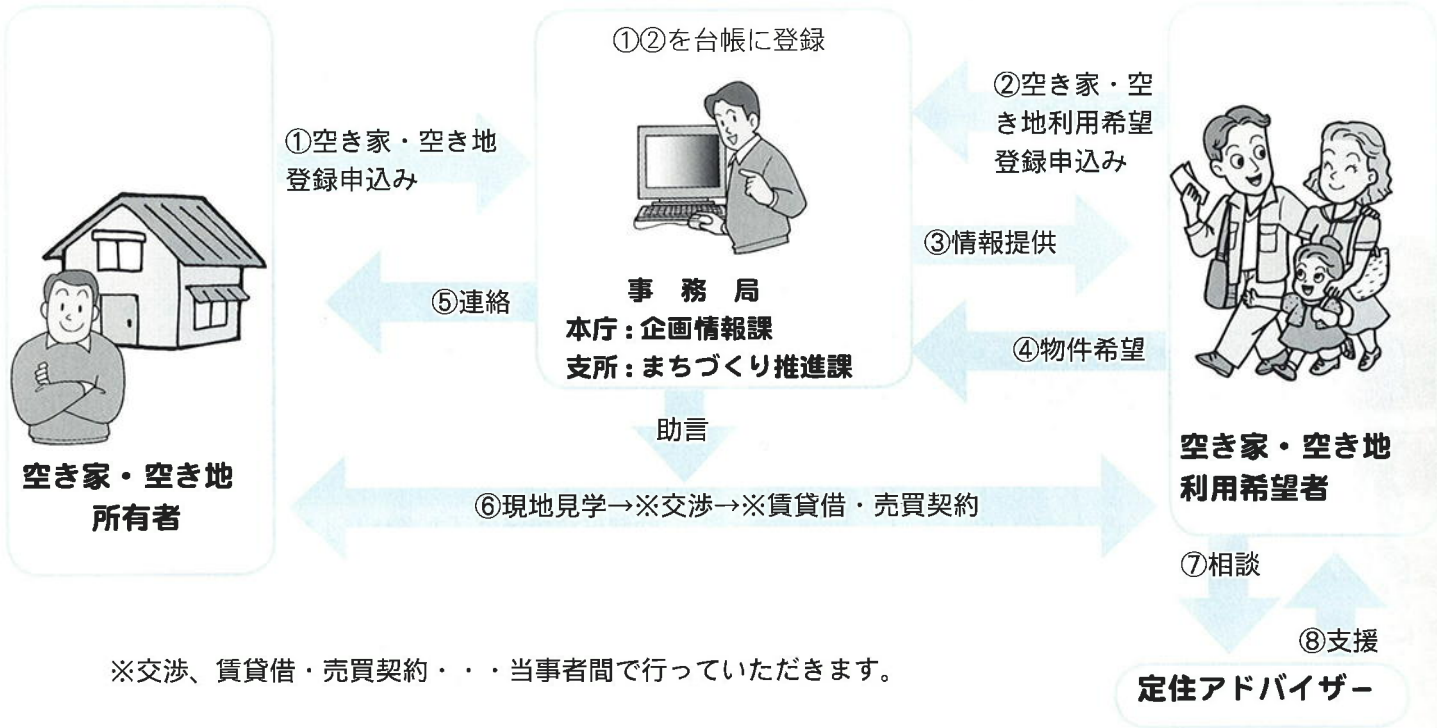


大山町空き家・空き地 情報活用制度の流れ



か？
A 2 ☆空き家・空き地をお持ちの方は
・空き家になっているので、建物の維持、保全のために誰かに住んでもらいたい。
・空き家（空き宅地）を貸して（売って）有効活用したい。
・転勤のため、数年間家が空になる
・農作業や山林作業ができなくなったため農地や山林を貸したい（売りたい）。
・県外に住む子どもと同居することになったので、今住んでいる家を貸したい（売りたい）。

☆空き家・空き地を利用したい方は
・大山町で豊かな自然環境に囲まれて暮らしたい。
・週末は大山町でのんびり暮らしたい。
・大山町で農林業、漁業などをして暮らしたい。
・古い民家を改造してこだわ

りのある暮らし方を実現したい。

Q 3 どんな手続きが必要ですか？

A 3 所定の申込書に、空き家や空き地の現況または利用希望の内容を記入のうえ登録を行っていただきます。その後、利用希望者に情報を提供していきます。

制度の流れは、上図をご覧ください。

Q 4 その他、気をつけることはありますか？

A 4 農地の取引は、法律により農業委員会の許可などが必要になります。

問い合わせ先

本庁企画情報課
☎ 0859・54・5202
中山支所まちづくり推進課
☎ 0858・58・6111
大山支所まちづくり推進課
☎ 0859・53・3311